

令和3年度食品中に残留する動物用医薬品等の検査結果

動物用医薬品とは、牛、豚、鶏等の畜産動物や養殖魚に対して、病気の予防や治療等のために飼育段階で使用される抗菌性物質、ホルモン剤、駆虫剤等の総称である。

食品は、抗生物質又は抗菌性物質を含有してはならないことが成分規格として定められている。ただし、平成18年5月29日からポジティブリスト制度が導入され、残留基準が定められている場合は、その基準に基づき規制されるが、残留基準が定められていない場合は、ヒトの健康を損なうおそれのない量、いわゆる一律基準（0.01 ppm）により規制されることとなった。

東京都では残留動物用医薬品等について、都内に流通する畜産物及び魚介類を対象として検査を実施している。また、と畜場においては、と畜段階で検査を実施している。令和3年度の検査結果は以下のとおりであった。

1 実施期間

令和3年4月から令和4年3月まで

2 実施機関

健康安全研究センター、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所

3 検査機関

健康安全研究センター、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所

4 検査項目(表1)

抗菌性物質 65 種、内寄生虫駆除剤 18 種、その他 13 種 計 96 項目

5 検査対象品目(表2、表3、表5)

- (1) 畜産物：食肉、食鳥卵、乳類等 計 1,163 検体
- (2) 魚介類：海水魚、淡水魚等 計 32 検体
- (3) と畜段階での検査：牛、豚 計 41 頭、120 検体

6 検査結果(表2から表5)

畜産物及び魚介類の検査結果を表2から表4に示した。なお、残留基準を超える動物用医薬品等を検出した検体はなかった。

と畜段階での検査結果を表5に示した。なお、抗菌性物質を検出した検体はなかった。

表1 動物用医薬品等の検査項目

分類		動物用医薬品等
抗菌性物質 (65種)	抗生物質 (31種)	β-ラクタム系、アミノグリコシド系、テトラサイクリン系、ペニシリン系、マクロライド系、アンピシリン、エリスロマイシン、オキシテトラサイクリン、クロキサシリン、クロラムフェニコール、クロルテトラサイクリン、ゲンタマイシン、サリノマイシン、ジクロキサシリン、ジヒドロストレプトマイシン、シプロフロキサシン、ストレプトマイシン、スピラマイシン、タイロシン、ダノフロキサシン、チルミコシン、テトラサイクリン、ドキシサイクリン、ナフリシン、ナラシン、ネオスピラマイシン、ベンジルペニシリン、マデュラマイシン、モネンシン、ラサロシド、リンコマイシン
	合成抗菌剤 (34種)	キノロン系、ニューキノロン系、エトパベート、エンロフロキサシン、オキシリニック酸、オフロキサシン、オルビフロキサシン、オルメトプリム、クロピドール、サラフロキサシン、ジクラズリル、スルファキノキサリン、スルファクロルピリダジン、スルファジアジン、スルファジミジン、スルファジメトキシ、スルファセタミド、スルファチアゾール、スルファドキシ、スルファニトラン、スルファピリジン、スルファメトキサゾール、スルファメトキシピリダジン、スルファメラジン、スルファモノメトキシ、スルフィソゾール、チアンフェニコール、デコキネート、トリメトプリム、ナイカルバジン、ナリジクス酸、ピリメタミン、フロルフェニコール、マルボフロキサシン
内寄生虫駆除剤 (18種)	内寄生虫駆除剤 (18種)	アルベンダゾール、イベルメクチン、エプリノメクチン、オキシベンダゾール、オクスフェンダゾール、オクスフェンダゾールスルホン、クロサンテル、クロルスロン、チアベンダゾール、ドラメクチン、トリクラベンダゾール、フェバンテル、フェンベンダゾール、フルベンダゾール、モキソデクチン、レバミゾール、2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール、5-ヒドロキシチアベンダゾール
その他 (13種)	ホルモン剤 (5種)	β-トレンボロン、ゼラノール、デキサメタゾン、プレドニゾロン、メチルプレドニゾロン
	殺鼠剤 (1種)	ワルファリン
	殺ダニ剤 (2種)	アミトラズ、クマホス
	殺虫剤 (2種)	シロマジン、ファムフル
	鎮静剤 (1種)	キシラジン
	気管支拡張剤 (1種)	クレンブテロール
	抗炎症剤 (1種)	フルニキシン

表2 畜産物中に残留する動物用医薬品等の検査結果【カッコ内は検出検体数】

食品名	抗菌性物質		内寄生虫 駆除剤	その他						
	抗生物質 検体数	合成抗菌剤 検体数		ホルモン剤 検体数	殺鼠剤 検体数	殺ダニ剤 検体数	殺虫剤 検体数	鎮静剤 検体数	気管支拡張剤 検体数	
牛	筋肉	319	85	58	36	36		36	36	36
	腎臓	234								
	肝臓									
豚	筋肉	301(1)	104	77	36	36		36	36	36
	腎臓	196								
	肝臓	6								
羊	筋肉									
食鳥	鶏肉	38(3)	36(1)	35				35		
	鴨肉	1	1	1				1		
卵	鶏卵	26	26	26				26		
	液卵	2	2	2				2		
乳類	生乳	16	16	16				16		
	牛乳	8								
	低脂肪牛乳	1								
	成分調整牛乳									
その他	加工乳									
	その他の食肉	4	4	4						
	蜂蜜	11	11				11			
合計	1163(4)	285(1)	219	72	72	11	152	72	72	

表3 魚介類中に残留する動物用医薬品等の検査結果【カッコ内は検出検体数】

食品名		抗菌性物質		内寄生虫 駆除剤	食品名		抗菌性物質		内寄生虫 駆除剤
		抗生物質	合成抗菌剤				抗生物質	合成抗菌剤	
		検体数	検体数				検体数	検体数	
海水魚	エビ	3	3	3	淡水魚	アユ	5	5	5
	カンパチ	2	2	2		ニジマス	5	5	5
	ギンザケ	5	5	5		合計	32	32	32
	サケ	8	8	8	(注) サケには、アトランティックサーモン及びサーモン トラウトを含む				
	シマアジ	3	3	3					
	ブリ	1	1	1					

表4 検査で検出した物質の内訳

食品名		原産国	物質名	検出値	残留基準
畜産物	豚筋肉	日本	ドキシサイクリン	0.05ppm	0.05ppm
	食鳥鶏肉	スペイン	ナイカルバジン	0.021ppm	0.2ppm
	食鳥鶏肉	ブラジル	ラサロシド	0.002ppm	0.1ppm
	食鳥鶏肉	日本	ラサロシド	0.004ppm	0.1ppm
	食鳥鶏肉	日本	ラサロシド	0.002ppm	0.1ppm

表5 と畜段階における残留抗菌性物質の検査結果

	検査頭数	抗生物質		合成抗菌剤	
		検体数	検出数	検体数	検出数
牛	10	28	0	0	0
豚	31	92	0	0	0
合計	41	120	0	0	0